

1 地方独立行政法人法における学長解任の規定

(1) 解任の要件（法第17条）

区 分	解 任 要 件
1 必要的解任 (解任しなければならない)	政府又は地方公共団体の常勤職員となった場合
2 任意的解任 (解任することができる)	心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
	職務上の義務違反があるとき
	職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化し、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき

(2) 任意的解任の手続き（法第75条）

学長選考機関の申出

知事（法人の設立団体の長）が解任

（大学自治への配慮）

学長選考機関における議事の手続等に関しては、法律に特段の規定はなく、選考機関の裁量に委ねられている。（学長選考規程で規定する）

2 職員による学長の解任審査請求(案)

《解任審査請求の手続(案)》

職員総数の1/3以上の連署により、学長選考会議に対し、解任審査の実施を請求することができる。

請求は解任事由を明記した書面及び署名簿により行い、選考会議はこれらを公表（縦覧）する。

選考会議は解任審査の審議を行い、その結果を公表する。

職員による解任審査請求を認める理由

学長選考が学内の意向を直接に反映したものではないこと。

（職員自らが学長を選出したものでないこと）

学長の解任申出は、学長選考会議に付与された権限であり、これ以外の者は解任申出をすることができないこと。

解任審査請求を教職員総数の1/3以上とする理由

過半数以上とすれば、選考会議は解任の申出をせざるを得ない状況となり、選考会議の判断の余地がなくなること。

解任審査請求の安易な乱発を回避するには、請求要件に一定のハードルを設ける必要があること。